

第 5 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

| | | |
|---------|--|--|
| 開催日及び場所 | 平成22年2月22日(月) 本社会議室 | |
| 委員 | 田中俊充(弁護士) 矢橋農吾(大学名誉教授) 西谷隆亘(大学名誉教授) 高橋 明(水資源機構監事) | |
| 審議対象 | 1. 平成20年度契約の一方応札・一方応募契約に関する点検結果について 2. 平成20年度契約の競争性のない随意契約に関する点検結果について 3. 複数年契約点検結果について 4. 随意契約見直し計画について | |
| | 1. 20年度契約の一方応札・一方応募契約に関する点検結果の審議 | |
| | 委 員 | 機構事務局 |
| | <p>・土木一式工事の点検結果における具体的内容の【参加要件の変更】の記述中、「工事実績について、工事規模見合いの施工延長実績」としていたものを、「施工実態に見合った実績値化」に改めるとあるが、もう少しわかりやすく説明してください。</p> | <p>・「工事規模見合いの施工延長実績」は、配置予定技術者にも求める実績で、水路延長を含め実績を求めておりましたが、原因分析にも書きましたが、会社としての実績はあるものの、配置予定技術者がこの条件を満たしていない場合があり、結果、参加者数が少なくなることが判明したので、施工実態を精査し、実績(mを 件といった)を数値化(実績値化)することにより改善を図るものです。</p> |
| | <p>・端的に言えば、配置予定技術者に求めていた施工延長実績を、緩和したということか。</p> | <p>・そうです。</p> |
| | <p>・言葉として、実績値化でいいのか。</p> | <p>・はい。</p> |
| | <p>・今指摘された若干の字句訂正を含め、議事1の「平成20年度契約の1者応札・1者応募契約に関する点検結果」については、事務局案を了承する。</p> | |
| | 2. 平成20年度契約の競争性のない随意契約に関する点検結果の審議 | |
| | <p>・法的根拠、規則上の根拠があるが、それによると書いただけではだめか。</p> | <p>・法的根拠だけではだめだと思います。</p> |

第 5 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

| | | |
|--|---|---|
| | <p>・「随意契約理由等（点検前の状況）（注5）」（以下「注5」という。）の競争性のない随意契約によらざるを得ない理由を長々と書いているが、それをそのまま「点検前に自ら改善することとした内容（注6）」（以下「注6」という。）の改善なしの場合の理由に記載するのではなく、同様の理由であれば、（注5）の理由をもう少し簡潔にまとめて（注6）の改善なしの理由として記載したらどうか。</p> | <p>・ 354 件全てを、ひとつお見直しします。</p> |
| | <p>・点検結果の「指摘事項等に対する具体的取組み」欄を見ていくと、「従前どおり、機構が設定する予定価格の範囲内で契約する」とあるが、これはどういう意味か。</p> | <p>・本件だけではなく何件もあり、いわゆる緊急的に行わざるを得なかった随意契約に分類されるものです。第3回委員会で委員より「価格の妥当性について、契約価格が施工後の協議で決定することから、価格の妥当性の検証が必要」との意見をいただき、それに答える形で、緊急的に契約するものは、金額が施工後に確定するものが多く、機構が改めて設計価格を定めて、その範囲内で契約することを記載したものです。</p> |
| | <p>・「妥当性の検証が必要」とあるので、検証を行うというのが妥当ではないか。</p> | <p>・「従前どおり検証を行っていく」に修正します。</p> |
| | <p>・第3回の委員会時の意見「随意契約ではなく分担金という取り扱いでもいいのではないか」は、やはりだめという総務省の意見ということか。</p> | <p>・いわゆる随意契約に該当しないということで外すことはできないということです。</p> |
| | <p>・若干の字句修正を前提とし、議事2の「平成20年度契約の競争性のない随意契約に関する点検結果」については、事務局案を了承する。</p> | |

第 5 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

| | |
|---|---|
| 3 . 複数年契約点検結果の審議 | |
| <p>・ロットの拡大とあるが、どういうことか。集約すると、金額が何十億になるということか。</p> | <p>・ゲートにつきましては、ダムで一括すれば大きくなりますので、もう少しまとめて応札意欲を高める方法もあると考え記載しています。整備につきましては、1億くらいですとまだ小さいので、もう少し大きくすると応札者が増えるのではないかと考えこのように書いています。</p> |
| <p>・例示の工事の規模が 10 億もあるので、ロットの拡大をやったら数十億規模になってしまうとの心配からもう 1 度ここは少し検討していただきたい。</p> | <p>・少なくとも原因分析をもう少しきちんとしなければならぬと思いますので、それは修正します。</p> |
| <p>・議事 3 の「複数年契約点検結果」については、今の指摘事項についての修正を含めて、事務局案で了承する。</p> | |
| 4 . 随意契約見直し計画についての審議 | |
| <p>・議事 4 の「随意契約見直し計画」については、若干、件数や金額が、先ほど委員が指摘したことに基づき変更になります。その変更を踏まえて、事務局案は了承する。</p> | |

問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心 1 1 番地 2

ランド・アクシス・タワー内

電話 048 - 600 - 6500

水資源機構契約監視委員会事務局

財務部契約課長

小出 裕之 (内線 2251)

技術管理室技術調査課長

星野 博 (内線 4631)